

国際・国内動向

イタリア労働組合運動をどう見るか

高木 督夫

与えられた課題は「EU通貨統合と労働者の闘い」というのだが、これについてはすでに本誌や全労連の機関紙はじめ『労働運動』『経済』『赤旗』等にも何度も報じられているので、ここでは同じ問題をイタリア労働運動を軸にやや長期的な視点から紹介してみたい。

ネオコーポラティズムの問題

ネオコーポラティズム（新協調主義）は近代政治学の重要な概念だが、戦後西欧における労働組合運動と政治との関連について多くの実証的業績をあげており、西欧労働運動を理解しようとする場合、批判的にこの概念と業績を利用することは有用だと思われる。組合にとってのネオコーポラティズムは、政・労・資の協調体制、対抗勢力としての労働組合の政策形成参加による利益との交換条件としての闘争の自主的制限とそのための下部組織への統制力の強化、組合と社会民主主義政党の密接な関係、組合への利益供与の前提条件としての経済力の国際的・相対的優位等の特徴としている。典型的には「福祉国家」スウェーデンの例を想起すればよいだろう。しかし1980年代以降、サッチャー、レーガン流の新保守主義・新自由主義（規制緩和、自由競争）の側からの攻撃の前に、ネオコーポラティズムは後退を余儀なくされている。加えてEU統合の基本動向は、種々の付帯条件を付ける要があるとはいえ、「ドローール白書」（1993年）の示すように国際競争力の強化を前面に掲げており、新自由主義路線を推進する性格をもっている。賃金コスト・社会保障水準切り下げを中心とする攻撃は社会民主党政権下のスウェーデン、コール保守党政権下のドイツをはじめ、ネオコーポラティズムの適例とはいえないにせよ戦闘的な組

合と強大な社会党を擁しているフランスにおけるシラク政権の攻撃、保守党によって強烈な攻撃を与えられたイギリス労組等、西欧を覆う周知の現象だし、それに対する組合のスト・デモ・集会等の大規模で激しい反対闘争も多く報じられている。このようなヨーロッパ的背景の中で、1990年まで資本主義世界最大の共産党（PCI）を擁し、戦闘的で強大なナショナルセンターCGIL（労働総同盟）を軸に動いてきたイタリア労働組合運動はどのような展開を示したか。

イタリアでネオコーポラティズム体制を構築しようとする試みは1960年代初期からすでに存在していたし、1978年には三大ナショナルセンター（CGIL、CISL、UIL）によって経済政策形成への参加、賃金抑制・労働市場政策への協調的立場を確認した有名な「エウル路線」が発表されている。種々の論議があるが、結論的にいってこれらはイタリア組合運動を基本的に変化させるものではなかった。変化は所得政策の導入という形で始まる。1969年の「熱い秋」から70年代とくにその前半にかけてのイタリア労働組合運動の高揚は有名だが、その重要な成果の一つにスカラ・モービレ（賃金の物価スライド制）があり、それが賃金水準防衛に果たした役割は巨大であった。所得政策の前提条件は資本主義経済には「物価上昇率＝名目賃金上昇率－労働生産性上昇率－労働分配率上昇率」という恒等式が成立していることである。スライド制の下では物価ついで名目賃金の上昇率が所与として与えられるが、それが生産性上昇率を上回ると労働分配率上昇率がプラス、資本分配率つまり利潤率がマイナスになる。大資本・大企業側はそれに対して再度の物価引き上げで対応する。要するに民主的政府が成立しており充分な民主的規

制が行われるか、労働者・勤労国民の巨大な闘争力を背景とした民主的で持続的な監視・規制がないかぎり、スライド制は賃金・物価の悪循環を起こしやすいのである。実際にはその他の国際的条件も加わって80年代前半のイタリアは激しいインフレに見舞われる。当時ECの為替相場安定制度に加入したばかりのイタリアの政府・大企業側はこの困難を突破しなければならず、かつ戦闘的なCGILと強大なPCIに打撃を与えるべく、スカラ・モービレ廃止・所得政策導入の攻撃を展開した。キリスト教民主党(DC)と社会党(PSI)連立のクラクシ政権、経営者団体(コンフィンドゥストリア)、DCの影響力の大きいナショナルセンターCISL、PSI影響下のUILの連合軍が、PCIとその影響下(一部はPSI影響下)のCGILに対して包囲攻撃を加え、種々の経緯の末、1985年6月の国民投票で実質的にスカラ・モービレ廃止・所得政策導入の基本方向が承認された(54.3%対46.7%)。この敗北はPCIとCGILに大きな攻撃を与えただけでなく、その後の運動の転換をもたらし重要な契機にもなったといえる。1991年10月のCGIL12回大会におけるネオコーポラティズム路線の確立(1996年の13回大会はその方針を踏襲している)はそれを示すものであり、政・労・資三者間の「93年7月協定」はその実践面での最初の頂点といえる。それに立ち入る前にPCIの変化を紹介しておこう。

旧イタリア共産党分裂の影響

1991年1月の20回大会でPCIが、多数派の左翼民主党(PDS)、少数派の再建派共産党(PRC)に分裂したことはよく知られている。ここで膨大な分裂問題事態に立ち入るのは不可能だが、若干の注意点を指摘しておこう。

第1、PDSは完全に西欧型の社会民主主義政党に転化したのであって、科学的社会主義政党とは全くの別物だということである。社会民主主義の特徴は通常「民主主義の徹底化」「改革の積み重ね」「資本主義経済体制の擁護」とされており、科学的社会主義路線は「民主主義の徹底化」「改革の積み重ね」「資本主義経済体制の変革」とされているから、体制変革を放棄したとする社会主義政党側からの原理的批判に対する弁解の余地はない。同時に「民主主義の

徹底化」「改革の積み重ね」という体制内の課題では両勢力が共闘できる理論的可能性があり、かつ西欧ではイタリア、フランス、スペイン等の諸国で社共統一戦線の経験が存在することを忘れるべきではない。

第2、国際的には社会民主党化することでPDSはアメリカはじめ欧米の政府・財界の承認を獲得、現在ではEU議会最大勢力である社会民主党グループの重大な一部を形成している。その目標はヨーロッパレベルの社会民主党グループの政治的支配とネオコーポラティズムの確立といってよい(ただし、後述のようにその困難さは極めて大きい)。

第3、国内では1994年春の総選挙敗北を教訓に(ちなみにこの選挙で汚職腐敗のPSIは事実上消滅、戦後イタリアを支配してきたDCは10%政党に転落した)、マキャベリを思わせる巧妙な連携作戦を通じて中道左派、中間派との連合戦線(ウリーボ)を形成、96年春総選挙で勝利、プローディ中道左派政権の主力政党の地位を獲得、国政に最大の影響力を有するに至っている。PCI多数派のPDSへの転化は政権獲得という点では成功したのであり、世俗的には「陽の当たる場所」へ移れたのである。

第4、このようなPDSが労働組合に対してネオコーポラティズム路線を期待するのは当然である。イタリアは元来政党と組合の関係が密接な国の一つで、確かに制度的には、組合は政党からの独立をうたい、政党支持の自由があり、政党・組合間の役員兼任やフラクション活動は存在しない。しかし従来からの歴史的関係があり、かつ中級以上の組合役員の大部分(上部ほど著しい)がPDS党员や支持者であるかぎり、PDSがCGILに強烈的な影響力をもつことは客観的に否定しがたい。PDS成立9ヶ月後のCGIL12回大会のネオコーポラティズム路線確立は当然だった。

他方少数派のPRCは紛れもない社会主義政党であり、北部大工場はじめ活動家層に強い影響力を有している。94年総選挙時より96年総選挙の得票率が大幅に上昇し、党勢が上り坂にあること(6.0%から8.6%へ、なおPDSは20.3%から21.1%へ)、および96年総選挙でPDS中心の中道左派が勝利したものの、野党側の中道右派勢力との差が僅少である結果、

国際・国内動向

PRCが議会でのキャスティング・ボートを持つに至ったこと、これらの理由から現在PRCの政治的発言力はきわめて大きくなっており、かつその政策的主張もケースによっては一定程度実現してきている。このような事情を背景に以前はPDSに対して悪罵に近い批判を主としていたPRCも、現在では厳しい原則的批判ないし反対の意思表示を行いながらも、同時に現実的対応を求めていくという行動が見られる。たとえば廃止されたスカラモービル再建の主張にしても、単純な復活ではなくインフレ対応の賃金政策として具体的に実現可能な法律案を他政党と相談しようという姿勢である。他方96年11月9日、中道左派政府のEU統合をめざす97年度財政政策に反対する50万人集会が、野党中道右派勢力によってローマで開かれたが、同日PRCはナポリで15万人を動員して独自の厳しい反政府行動を行っているのである。ただPRCは綱領をもっていない。前記のように理論的にはPRCとPDSの決定的相違点は「資本主義経済体制の擁護」か「変革」かに求められる。PDSがヨーロッパレベルの社会民主主義というそれなりの展望を明示しているのに対し、PRCはそれに対応するものを提示していない。PRCはイタリアをどのような道筋でどこに導こうとしているのか。この理論的不明確さがPRCのPDSへの劣勢の理由の一つのように筆者には思われる。

EU統合の影響

話を組合にもどそう。91年CGIL12回大会については種々の指摘が可能だが、要するにドイツモデルの政策形成参加をめざしたネオコーポラティズム路線の確立ということにつきる。PRC系の少数派が反対したのも当然だったし、大会と前後しながら1984年以来破綻していたCGILとCISL、UILの関係が修復されたのも当然だった。この路線の発展線上に、政（チャンピ内閣）、労（三大労組連合）、資（経営者団体＝コンフィンドゥストリア）三者間で「93年7月協定」が締結される（これについては、宮前忠夫「イタリア労働組合運動の新たな転機・3」、『労働法律旬報・No1369・1995、10、10号』に全文の翻訳と詳細な解説がある）。それは所得政策・雇用政策、労働協約制度、その他の労働関係諸政策、さらには研

究・教育・金融・地域間均衡・インフラ・公共事業等、広範な経済政策分野にわたって改革していくべき課題と方向を示したものといいよう。

その特徴の第1は、EU統合の過程が強烈に意識されていること（1992年末、域内市場統一応完成、1991年マーストリヒト条約合意、93年11月発効）、とくにマーストリヒト基準に対応した「インフレ抑制、国家の負債と赤字の削減、通貨の安定」が最大目標として掲げられており、その手段として所得政策が提示されていることである。またEU統合の進展は従来からの技術革新の影響に加えて企業間競争の激化による企業内合理化をもたらし、それに対応した企業内労使関係の整備が要求される。後述のRSU（労組統一代表委員会）がそれである。

特徴の第2は、協定の内容が抽象的ないし玉虫色で、一見大筋では一致しているように見えながら、実際的には労使の思惑が大きく食い違っており、現実の解決は労使の力関係にかかっていると考えられることである。

第3、ネオコーポラティズム指向だからPRC系のCGIL少数派は当然ながらこの協定に反発するが、三大労組連合の評価では本協定は組合の獲得物ということになる。これ以後成立する歴代内閣と三大労組連合の最初の団体交渉は毎回「93年7月協定」尊重の要求から始められるのである。三大労組連合は以後この協定を組合側の原則的立場として行動し闘争していくことになる。そのような観点から最近のCGILの行動を若干例示してみよう。

第1、94年春の総選挙で成立した中道右派ベルルスコーニ内閣はEU化に新自由主義的立場から対応すべく厳しい年金改悪案を提起、これに対しPDS、PRCは勿論だが、三大労組連合の反対闘争は頑強をきわめ、94年10月14日には全国各都市で300万人をこすゼネスト・デモを強行、改悪案の阻止に成功した。95年初頭政権与党の分裂の結果ベルルスコーニ内閣の閣僚であったディーニが組閣、その下で同年5月年金問題は交渉はもつれたものの三大労組連合の反対行動一つなく、奇妙なほど平穏裏に妥結した。理由の一つはいうまでもなく政府側の譲歩であって、経営者団体代表の署名拒否がそれを示している。とはいえ妥結案が労働者側にとって改悪であることも

否定できないのであって（とくに年令に関係なく掛金35年で受給資格取得という既得権問題は現在も尾をひいている）、フィアット本社工場等では独自ストが生じているのである。しかも平穩裏に妥結したのはディーニが組合側のネオコーポラティズム路線に一定の理解と協調を示したからであろう（ちなみにディーニは現ブローディ政府の外相であり、「93年7月協定」時の首相チャンピは財政の総括責任をもつ閣僚である）。三大労組連合のネオコーポラティズムは政策形成参加と政・労・資の協調を求めながら、政府・資本側に対する対抗勢力としての力量を有しており、相手が拒否する場合には協調を求めて闘争するといっていよい。日本の「連合」の政府や企業への従属的行動原則とは異なる点を見逃してはなるまい。

第2、「93年7月協定」の所得政策に基づく産業別全国労働協約では、政府によって経済計画の一環として提出され労使に合意された計画インフレ率に一致するように賃上げ率が決められ、実際のインフレ率が計画インフレ率を上回った場合は賃上げ率決定後2年間でその差異を調整することになっている。常識的には右のように理解されるのだが、前記のように労使の思惑の食い違いからか協定文は明確さを欠いており、協定の実施が現実には労使の力関係に委ねられる傾向が生ずる。その点で現在注目されるのは三大労組連合の金属産業労組（FIOM、FIM、UILM）の労働協約（期間96年7月～98年6月）改定闘争での賃上げ問題である。組合賃上げ要求月額262,000リラ（計画インフレ率97年2.5%、98年2.0%、計165,000リラ。94～96年の計画インフレ率と実インフレ率との差額分97,000リラ）、金属産業経営者団体の反対提案は、前半の165,000リラは同意（この計画インフレ率が達成される可能性はかなり困難と一般に見られている）、後半のインフレ差額は30,000リラ、計195,000リラである。経営者側は、協約賃金率でなく実際の賃金を自分たちの方法で計算すると実質賃金はそんなに下がっていないなど種々の主張をしているが、要するにEU統合・競争激化を目前にして大量失業の圧力を背景に何かなんでも賃金コストを引き下げよう、とくに労組賃上げ闘争の先頭に突出している金属産業労組をおさえこもうとい

う意図が露骨といえる。注意を要するのは組合側が「経営者側は93年7月協定を守ろうとしない。組合はそれを守るために闘う」という意味の主張を繰り返している点で、逆に経営者団体（コンフィンドゥストリア）代表フォッサは第一次ストの直後10月3日、「93年7月協定」は実施不可能と発言するにいたっている。金属産業労組は9月27日、11月22日と30万人ストを打ち、12月13日には数百万人規模の三大労組連合の支援全国ストが行われたが、事態は96年度末時点で未解決である。筆者なりにいえばこの闘争の意味するところは二つある。一つは、EU統合圧力が強化されつつある現在、「93年7月協定」に示されるようなネオコーポラティズムの目標を達成するためには労組は闘争するしか道がない（この闘争の敗北は「93年7月協定」が認められず、かつ組合が実質賃金を維持する機能を失うことを意味する）という点である。金属産業労組とくにCGIL傘下のFIOMは左派の拠点でありPRCの影響力も強い。その側面から闘争が強力に推進されている事業は見逃されてならないが、同時に組合全体が関わざるをえない厳しい状況に追い込まれつつあるといっていよいのである。もう一つは、社会民主党（イタリアではPDS＝左翼民主党）主力の政権下の強大な労組勢力であっても、EU統合圧力下ではネオコーポラティズムの目標達成は困難であり、EU統合の進展とともに今後困難度がますます増大するであろうこと、言い換えれば社会民主主義とネオコーポラティズムではこの困難を突破して労働者・勤労国民の生活を守りえないという状況がますます増大すると考えられることである。その点を示しているのが次のべるブローディ政府の緊縮財政政策に対する三大労組連合の対応である。

EU統合の重圧、具体的には99年初頭のEU通貨統合への参加資格であるマーストリヒト基準合格のための圧力は急激に増大している。三大労組連合もPDSもブローディ政府もEU統合早期加入に関しては一致している。しかし96年度イタリアのインフレ率、財政赤字、累積財政赤字（最後のものは実対GDP比124%で、マーストリヒト基準の二倍をこえている）等はEU15ヶ国中すべて14位であって、99年の通貨統合第一次加入8ヶ国という一般の予想枠に

国際・国内動向

入るのはよほどの事情がなければ無理と考えられている。EC創設6ヶ国中イタリアのみ取り残され二流国に位置付けられる屈辱、なによりも未加入による国際競争上の不利とイタリア経済発展上の不利、これらの事情からプローディ内閣はなりふり構わぬ緊縮財政政策を強行せざるをえない。医療・年金・公共サービス・地方財政支出等の大幅減額、ヨーロッパ税新設による所得税大幅引き上げと多面的できめ細かい増税・公共料金の引き上げが推し進められる。しかもその際の政府発表によれば96年度から99年度にかけてGDP予測成長率は1.2、2.0、2.8、2.9%、インフレ率3.9、2.5、2.0、2.0%、失業率11.8、11.6、11.4、10.9%であって、通貨統合のための財政・インフレ対策のみが重視され失業問題は深刻なまま放置されていることが明らかである（ちなみに96年10月下旬、プローディ政府は久し振りにインフレ率がマーストリヒト基準3%を下回ったこと、その結果イタリア銀行が公定歩合を8.25%から7.50%に引き下げ、政府の累積赤字（国債）利子負担分が減少したこと、これらが「93年7月協定」を守った組合の協力の結果であると三大労組連合を評価したが、三大労組連合指導部は複雑な思いだったに違いない）。いくらネオコーポラティズムを目標とする三大労組連合でも大幅増税には反対せざるをえず、激しい交渉の末労働者と年金生活者の増税分を緩和することで妥結している（96年11月19日）。今回はストはなく妥協ができた。しかし緊縮財政政策とそれによる賃金コスト・社会保障水準の切り下げが一層進行することはきわめて明らかである。資本陣営に対してストで闘うのと異なり、自らの支持する（CGILはPDSを、CISLは中道の旧DC勢力を支持）政党の組織する政府、しかも「93年7月協定」で政策目標を一致させている政府に対して三大労組連合はどこまで闘えるのだろうか。ネオコーポラティズム路線は深刻な矛盾に直面しているといわねばならない。

第3、三大労組連合とくに下部にPRC影響下の活動家層を擁し戦闘的伝統をもつ最大のナショナルセンターCGILの場合、ネオコーポラティズム路線の矛盾は「熱い秋」（69年）以後の工場評議会運動の例のように、職場労働者組織の自主的闘争の発展という形で発現する可能性が大きい。現在でも少数とはい

え自主独立労組が強力な闘争を通じて社会に大きな影響を与えていることは周知である。この問題に密接に関連するのが前記のRSU（労働組合統一代表委員会）である。RSUは1991年三大労組間で設立が協定され、「93年3月協定」で制度化された企業内全従業員を代表する組織であって、そのかぎりではかつての工場評議会や西独の経営協議会に似ている。ただ工場評議会が上部組織と無関係に団体交渉や争議行為を自由に行ったのに対し、また西独の経営協議会が団交権をもたないのに対し、RSUは産業別全国労働協約によって委譲された事項についてのみ団交権を有する形になっている。いわば上部組織統制下の団交権だが、これが企業内闘争の大きな武器になりうることは否定できない。RSU組織人員は96年前半でまで百万台後半だが、今後の活動が期待される組織といえるだろう。とはいえ、ネオコーポラティズムは政府・資本陣営に対するナショナルセンターの強大な対抗力とともに、下部組織への厳しい統制力を条件とするものであった。RSUの構成員は、その3分の2が全従業員労働者の投票に比例して選出されるが、3分の1は全国労働協約に署名している組合組織（当面は三大労組と事実上同義に近い）が提出した候補者名簿から、署名組合の得票に比例して選出される。つまりRSU構成員の3分の1は実際上は三大労組の指名によるといってよい。団交項目が上部組織の指定による点と合わせ考えると、統制はかなりのものである。三大労組連合がRSUを必要としたのは、技術革新に伴う生産方法や作業組織・労働条件等の変化、あるいはEU統合のもたらす合理化のあり方等が企業別に多様であるのに対応するためだが、経営者陣営がRSUを受け入れたのも同じ理由からである。勝負はこれからといってよい。ネオコーポラティズム下のRSUの設立は、職場労働運動の場を創設したという意味では組合運動にとってプラスの要素だが、要は今後の労働組合運動とくに職場の労働運動のあり方如何にかかっていると考えられる。

EU統合と今後の課題

1992年末までに一応の完成を目途としていたEU（当時はEC、この紹介ではすべてEUと表現する）の

域内市場統合、つまり物財・サービス・労働力・資本の自由な移動を可能にするEU単一市場の形成は、一般に一定の成功を収めたと評価されている。評価の基準は市場の拡大と自由競争の促進であり、一言でいえば資本蓄積の進行に有効だということにつきる。99年実現をめざす通貨統合はその延長線上にEU統合を飛躍的に発展させようとするもので、ここでは各国の財政・金融政策の自主決定権はほぼ消滅する。すでにそれ以前に通貨統合への加入条件としてのマーストリヒト基準の下でさえ、各国の財政・金融政策の自主決定権は大幅に制限されている。その点はイタリアの所得政策の背景として先に見たとおりである。現象的にはマーストリヒト基準の厳しさは、EU最強の通貨マルクを持つドイツが、通貨統合によってマルクを手放さなければならない代償として、マルクに劣らぬ安定性をもつEU通貨（ユーロ）を要求しているからだとされている。しかし何故そのような厳しい代償を払ってまでEU統合が求められるのか。その根底にあるのは構造的な大量失業とインフレに悩む西欧経済の構造的危機への認識に他ならない。

西欧はかつて福祉国家・社会民主主義・ネオコーポラティズムの代名詞でありえた。ここで前記の所得政策の前提条件としての恒等式を思い出してほしい。そこでは賃金・社会保障コストを表すものとしての名目賃金が増加した場合（当然労働分配率も上昇、資本分配率・利潤率は低下する）、経済を運営する資本側が利潤を回復ないし増加させる手段は物価引き上げ（インフレ）か、賃金・社会保障コストの上昇を上回る生産性の上昇しかない。生産性上昇には投資の増大が必要だが、低利潤率の下では無理である。これに労組の労働市場規制力が作用して、日・米・東アジア等の状況と異なり、潜在失業・不安定就業の存在が縮小されることになると、答は失業の増大ということにならざるをえない。それでも過去の蓄積によって生産性ないし国際的経済競争力が相対的に有利であれば、なんとかしのいでゆける。しかしグローバル化の下での新技術、巨大資本、低賃金・社会保障コストを武器にした多国籍企業をはじめとする非西欧企業との競争の激化は、事態を厳しくせざるをえない。たとえば1987年以来ハイテク部

門におけるEU全体の輸出はEU外からの輸入を下回っており、輸出の輸入に対する比率は91年で対米0.5、対日0.1、さらに東アジア中心の中進国にさえ遅れをとっているのである（このかぎり、新自由主義的EU化がかりに成功したとしても、先進的経済圏として世界に強大な地歩を占めうるかどうか、疑問なしとしない）。ましてソ連崩壊後は福祉国家破壊をためらう理由は資本陣営から大幅に消失した。こうしてサッチャーは福祉国家イギリスを破壊、ミッテランは社共統一政権下の需要管理政策を捨てて新自由主義政策に転換したし、EUはインフレと大量失業克服を名目とした新自由主義の経済政策、市場拡大、自由競争、国際競争力強化、要するに大企業・多国籍企業中心の急激な資本蓄積政策を推し進めているのである。

勿論EU各国の社会民主党、労働組合勢力等が手をこまねいているわけではない。EUレベルでのネオコーポラティズムの形成と社会民主党勢力の支配を展望して、それなりの行動を積み重ねていることはいうまでもない。EU統合の活動の中でそれらが占める部分は、少なくとも資料的にはかなりのものである。「単一欧州議定書」（1987年）、「EC社会憲章」およびその実施のための「行動計画」（1989年）、「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」付属の「社会政策に関する付属議定書」および「社会政策協定」（1993年発効）、「EUの社会政策に関する行動計画」（1995年）、「欧州労使協議会指令」（1994年）等々、これらに伴う具体的な経過や行動を考えるなら、社会民主党や組合側がそれなりに大きな努力を払っていることが分かる。とはいえ、イギリスの頑強な拒否、資本陣営の反対、なによりもグローバル化の下で国際競争力強化をめざすEUの方針に正面から対決しえないこと、これらの事情の下では、西欧社会民主党と労働組合のEUレベルのネオコーポラティズム追求の運動がEU統合の現実の動きに数歩遅れるのはやむを得ないというべきだろう。社会民主党の性格自体の中に「資本主義経済体制の擁護」の主張があることは先に指摘したが、グローバル化の下でそれは国際競争力強化という新自由主義的EU化路線に包含されてしまっているように見える。社会民主党や組合勢力にできるのは、その路線を承認した上で、労

国際・国内動向

働者・勤労国民の状態が極端に不利にならないよう異義を申し立てる程度のことである。したがって、新自由主義の立場をとる保守党や中道右派政党の政策と、社会民主党ないしそれを含む中道左派政党の政策の差異は著しく不分明になってきている。イギリスが適例だが、例え久し振りに労働党が保守党と交代しても労働組合をめぐる状況が大幅に変わるとは考えられないし、期待もされていない。程度の差はあれ、このような事情はEU各国にかなり共通しているように筆者には思われる。

現在のイタリアの労働運動と政治のあり方を考える場合、最も痛感されるのはEU統合化への圧力の厳

しさである。先にのべたようにイタリア政府の政策決定の自由度は実際大きく制限されており、その程度は今後ますます増大するだろう。イタリア国内だけで「経済の民主的規制」政策を実現する可能性はきわめて小さいといわざるをえない。経済のグローバル化一般に対しEU統合化は数段階進んだ状況にある。日本の場合は、政府の政策決定の自主性の程度からいっても、国内市場の広さからしても、「経済の民主的規制」政策実現の客観的条件はイタリアはじめEU諸国より、はるかに有利と考えられるのである。

(理事・法政大学名誉教授・在イタリア)

同志社大学国際シンポジウム

ー日本およびスウェーデンにおける仕事・リハビリテーションおよび福祉ー

高島 進

1996年度後期に同志社大学文学部に客員教授として招聘されたストックホルム大学名誉教授ハンス・ベリリンド氏の提案で、同氏および同志社大学井岡勉教授をコーディネーター・座長としてスウェーデンおよび日本の下記の専門家によるシンポジウムが、昨年11月2日、9時40分より夕刻まで、同志社大学において開催された。

シンポジウム報告者と論題は、井岡教授の開会のあいさつの後、①ベリリンド名誉教授の基調スピーチ、②トール・エリクセン氏（スウェーデン社会保険研究センター＝CSF）およびベール・オヴェ・カールソン氏（社会保険行政官、ストックホルム）「社会保険研究センター＝ギャップを架橋するネットワーク＝センター」、③ジャン・エクホルム博士（カロリンスカ研究所リハビリテーション医学部教授）およびエリスティナ・シュイト博士（同研究所）「スウェーデンの医学的リハビリテーションの社会保険との関連における課題と成果」、④ボーデル・ランスタッド氏（CSF）「労働環境と能力」、⑤スヴェン・ウノ・マルネフト氏（社会福祉修士・CSF）「スウェー

デンにおける社会保険と社会保険事務所の役割」、⑥ジョン・セランデル氏（CSF）「スウェーデンにおける失業」、⑦レナート・スターフ氏（CSF）「スウェーデンの障害者年金制度とリハビリテーションにおける『労働能力』の考え方」（以上スウェーデン側）、⑧石田光男教授（同志社大学）「日本の生産システム再考」、⑨加藤佑治教授（専修大学）「日本における失業問題」、⑩飯田一道教授（華頂短期大学）「日本の労働疎外と社会保障」、⑪児島美都子名誉教授（日本福祉大学）「障害者の雇用・リハビリテーション」、⑫岡本民夫教授（同志社大学）「日本における精神障害者のリハビリテーションと雇用」、⑬山田広子助教授（同志社大学）「日本の高齢者と労働」であり、スウェーデン側の報告には日本側からコメントが配置された。通訳は同志社はじめ関西の諸大学の若手研究者があたった。その後1時間足らずの短時間であったが、全体討論が行われた。

基調スピーチについて

ベリリンド名誉教授の基調スピーチは、労働可能